

さいたま市告示第 1621 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成28年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オーケー浦和原山店

所在地 さいたま市緑区原山四丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社バンザイ

代表者氏名 代表取締役 柳田 昌宏

住所 東京都港区芝2丁目31番19号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名称 (仮称) オーケー浦和原山店

所在地 さいたま市緑区原山四丁目355番地 外

(変更後) 名称 オーケー浦和原山店

所在地 さいたま市緑区原山四丁目1番1号

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社バンザイ 代表取締役 関谷 徹

(変更後) 株式会社バンザイ 代表取締役 柳田 昌宏

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オーケー株式会社 代表取締役 飯田 勲

住所 東京都大田区仲六郷二丁目43番2号

(変更後) オーケー株式会社 代表取締役 二宮 涼太郎

住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目3番6号

(4) 変更の年月日

ア 平成22年2月26日

イ 平成27年6月25日 (代表者)

ウ 平成28年6月16日 (代表者)

平成28年9月19日 (住所)

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地が確定したため

イ 大規模小売店舗の設置者の代表者変更のため

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更及び本社移転による住所変更のため

2 届出年月日

平成28年11月22日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成28年12月2日から平成29年4月3日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成28年12月2日から平成29年4月3日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966